

栃木県低入札価格調査制度事務処理要領

(目的)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項（これらを第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づく低入札価格調査制度（予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者又は価格その他の条件が県にとって最も有利なものをもって入札した者の当該入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者又は価格その他の条件が県にとって最も有利なものをもって入札した者（以下「次順位者」という。）を落札者とすることができる場合において、最低価格入札者等により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかについて調査する制度をいう。）の手續きについて必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 低入札価格調査の対象は、次の各号に定める建設工事又は建設工事関連業務委託に係る入札とする。ただし、緊急を要する場合は、特定調達適用基準額以上の競争入札によるものを除きこの限りではない。

(1) 競争入札に付する次に掲げる建設工事（以下「適用工事」という。）

① 一般競争入札に付するア～ウに該当するもの

ア 土木工事 予定価格が1億円以上

イ 建築工事 予定価格が2億円以上

ウ 設備工事 予定価格が1億円以上

② 総合評価落札方式によるもの

(2) 競争入札に付する次に掲げる建設工事関連業務委託（以下「適用業務委託」という。）

① 土木関係建設コンサルタント業務 予定価格が2,000万円以上の入札

（ただし、第3条第1項第2号の①-1又は①-2に掲げる費目により積算したものに限る。）

② 建築関係建設コンサルタント業務 予定価格が2,000万円以上の入札

（ただし、第3条第1項第2号の②に掲げる費目により積算したものに限る。）

③ 総合評価落札方式によるもの

(調査基準価格の設定)

第3条 低入札調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）は、次の各号に定める額とする。

(1) 適用工事

調査基準価格は、予定価格算定の基礎となった次に掲げる額（円未満切り捨て）の合計額（ただし、その額が工事価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合は10分の9を乗じて得た額、その額が工事価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合は10分の7を乗じて得た額）から1万円未満の端数を切り捨てた額に100分の108を乗じて得た額とする。

① 直接工事費の額（ただし、建築工事及び設備工事はこれに10分の9.5を乗じて得た額）に10分の9.5を乗じて得た額

② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

③ 現場管理費相当額に10分の8を乗じて得た額

④ 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額

(2) 適用業務委託

調査基準価格は、予定価格算定の基礎となった次に掲げる額（円未満切り捨て）の合計額（ただし、その額が業務価格に10分の8.2を乗じて得た額を超える場合は10分の8.2を乗じて得た額、その額が業務価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合は10分の6

を乗じて得た額) から1万円未満の端数を切り捨てた額に100分の108を乗じて得た額とする。

①-1 土木関係建設コンサルタント業務(積算体系が直接人件費、直接経費、諸経費によって構成されるもの)

ア 直接人件費の額

イ 直接経費の額

ウ 諸経費の額に10分の5.5を乗じて得た額

①-2 土木関係建設コンサルタント業務(積算体系が直接人件費、直接経費(積上計上)、その他原価、一般管理費等によって構成されるもの)

ア 直接人件費の額

イ 直接経費(積上計上)の額

ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額

エ 一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額

② 建築関係建設コンサルタント業務

ア 直接人件費の額

イ 特別経費の額

ウ 技術料等経費の額

エ 諸経費の額に10分の5.5を乗じて得た額

2 前項の調査基準価格は、予定価格書に明記する。

(調査基準価格の取扱い)

第4条 対象となる入札の入札公告又は入札通知書に、調査基準価格を設けたことを明記する。

2 対象となる入札において、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者と契約を締結する場合は次の各号に定めるとおりとし、一般競争入札にあっては入札公告又は入札説明書に、指名競争入札にあっては「入札条件」(様式第5-1号又は第5-2号)により明示するものとする。

(1) 契約保証金額は契約金額の10分の3以上とする。

(2) かし担保責任の存続期間は次のとおりとする。

① 適用工事については、木造の建物等の建築工事及び設備工事等の場合は1年6ヶ月、コンクリート造等の建物等又は土木工作物の建設工事の場合は3年とする。

② 適用業務委託については、3年とする。

(3) 適用工事については、現場代理人及び主任技術者(監理技術者)は、これを兼ねることができないものとする。

3 適用工事の入札における工事費内訳書の取扱いは、「入札における工事費(委託費)内訳書取扱要領」第7条に定めるとおりとするものとする。

(入札の執行)

第5条 入札の結果、調査基準価格を下回る価格の入札が行われた場合には、入札執行者は落札の保留を宣言したうえで落札者の決定を保留し、後日結果を通知する旨を全入札者に告げて入札を終了するものとする。

2 適用工事の入札において、工事費内訳書の内容が、「入札における工事費内訳書(委託費)内訳書取扱要領」第7条第1項第1号又は第2号に該当する者の入札は、無効とするものとする。

(基本調査及び数値的判断基準)

第6条 適用工事の入札において、前条第1項により落札者の決定を保留した場合には、事業主管課室長又は出先機関の長(以下「事業主管課室長等」という。)は、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者が提出した工事費内訳書の内容が、次の各号に適合するか否かを調査(以下「基本調査」という。)し、様式第2-1号により入札執行者に報告する。

(1) 直接工事費の額が、予定価格算定の基礎となった直接工事費(建築工事及び設備工事にあつ

ては10分の9.5を乗じて得た額)に10分の7.5を乗じて得た額から1万円未満の端数を切り捨てた額以上であること。

(2) 共通仮設費の額が、予定価格算定の基礎となった共通仮設費に10分の7を乗じて得た額から1万円未満の端数を切り捨てた額以上であること。

(3) 現場管理費の額が、予定価格算定の基礎となった現場管理費相当額に10分の7を乗じて得た額から1万円未満の端数を切り捨てた額以上であること。

(4) 一般管理費等の額が、予定価格算定の基礎となった一般管理費等に10分の5.5を乗じて得た額から1万円未満の端数を切り捨てた額以上であること。

(5) 入札価格が、次に掲げる額(円未満切り捨て)の①から④までの合計額から⑤を減じ1万円未満の端数を切り捨てた額以上であること。

① 予定価格算定の基礎となった直接工事費の額(建築工事及び設備工事にあつては10分の9.5を乗じて得た額)に10分の9.5を乗じて得た額

② 予定価格算定の基礎となった共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

③ 予定価格算定の基礎となった現場管理費相当額に10分の8を乗じて得た額

④ 予定価格算定の基礎となった一般管理費等に10分の5.5を乗じて得た額

⑤ 予定価格算定の基礎となった工事価格に10分の0.3を乗じて得た額

2 事業主管課室長等は、前項の基本調査において工事費内訳書の内容が「入札における工事費(委託費)内訳書取扱要領」第7条第1項第3号から第6号の失格要件に該当する場合は、その旨を様式第2-1号により入札執行者に報告するものとする。

3 入札執行者は、前2項の報告があったときはその内容を精査し、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札者等を失格とするものとする。

(1) 特定調達適用基準額以上の一般競争入札

工事費内訳書の内容が「入札における工事費(委託費)内訳書取扱要領」第7条第1項第3号から第6号の失格要件に該当する場合

(2) 適用工事のうち前号を除く入札

① 第1項各号のいずれかに適合しない場合(ただし、第5号で算出した額が、調査基準価格に108分の100を乗じて得た額以上であるときは、第5号を除く。)

② 工事費内訳書の内容が「入札における工事費(委託費)内訳書取扱要領」第7条第1項第3号から第6号の失格要件に該当する場合

(重点調査及び特別重点調査の実施)

第7条 第5条第1項により落札者の決定を保留した場合に、事業主管課室長等は、前条第3項により失格となった者を除き、最低価格入札者又は総合評価落札方式を適用している場合には、総合評価点の最も高い入札者(以下「最低価格入札者等」という。)について次の項目の調査(以下「重点調査」という。)を行う。この場合、事業主管課室長等は最低価格入札者等に対し、様式第1-1号又は第1-2号により通知するものとする。(ただし、特定調達適用基準額以上の一般競争入札において、基本調査の結果が前条第1項各号のいずれかに適合しない場合を除く。)

(1) 適用工事の場合

① 当該価格で入札した理由に関する調査

② 手持ち工事の状況(対象工事現場付近)、手持ち工事の状況(対象工事現場付近)による縮減経費に関する調査

③ 手持ち工事の状況(対象工事関連)、手持ち工事の状況(対象工事関連)による縮減経費に関する調査

④ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等の関連、契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連による縮減経費に関する調査

⑤ 工事実施工程表に関する調査

⑥ 施工体系図に関する調査

⑦ 下請け業務内訳書に関する調査

- ⑧ 配置予定技術者名簿に関する調査
- ⑨ 資材調達等に関する調査
- ⑩ 建設機械配置計画等に関する調査
- ⑪ 労務者配置計画等に関する調査
- ⑫ 過去に施工した公共工事名及び発注者に関する調査
- ⑬ 建設副産物の搬出地、建設副産物処理による縮減経費に関する調査
- ⑭ 品質管理に関する調査
- ⑮ 安全管理に関する調査
- ⑯ 積算内訳に関する調査
- ⑰ 共通仮設費に関する調査
- ⑱ 現場管理費に関する調査
- ⑲ 一般管理費に関する調査
- ⑳ 手持ち資材の状況に関する調査
- ㉑ 品質確保体制（人員体制）に関する調査
- ㉒ VE提案等によるコスト縮減額に関する調査【※特別重点調査のみ】
- ㉓ 経営状況に関する調査（取引金融機関、保証会社等への照会による。）
- ㉔ 信用状況に関する調査（建設業法違反の有無、賃金支払の状況、下請代金の支払状況等）
- ㉕ その他の必要な事項に関する調査

（２）適用業務委託の場合

- ① 当該価格により入札した理由に関する調査
 - ② 入札価格の内訳書、入札価格の内訳書の明細書等に関する調査
 - ③ 当該契約の履行体制に関する調査
 - ④ 配置予定技術者の手持ち業務に関する調査
 - ⑤ 過去において受注・履行した同種又は類似の業務の名称及び発注者に関する調査
 - ⑥ 予定される技術者が過去に受託した同種又は類似業務の実績に関する調査
 - ⑦ 業務の実施方針及び業務フロー・業務工程に関する調査
 - ⑧ 技術提案に関する調査
 - ⑨ 照査に関する調査
 - ⑩ 経営状況に関する調査（取引金融機関、保証会社への照会による。）
 - ⑪ 労働社会保険諸法令の遵守状況に関する調査
 - ⑫ その他必要な事項に関する調査
- 2 最低価格入札者等は、前項の通知を受けたときは、原則として調査通知日から2日以内に、適用工事の場合は別記様式第1（適用工事事用）から第27まで、適用業務委託の場合は別記様式第1（適用業務委託用）から第9までに必要事項を記載し作成要領で提出を求める添付書類（以下「提出書類」という。）を付して、事業主管課室長等に提出しなければならない。
- 3 最低価格入札者等は、重点調査を辞退する場合には、低入札価格調査辞退届（様式第1－3号）を事業主管課室長等に提出しなければならない。
- 4 事業主管課室長等は、前項の辞退届を受理した場合には、辞退者を入札執行者に報告するものとする。
- 5 適用工事における特定調達適用基準額以上の一般競争入札において、基本調査の結果が前条第1項各号のいずれかに適合しない場合（ただし、第5号で算出した額が、調査基準価格に108分の100を乗じて得た額以上であるときは、第5号を除く。）は、特別重点調査を実施するものとする。なお、実施にあたっては、第1項から第4項及び別に定めるところによるものとする。

（重点調査及び特別重点調査における低入札価格の審査及び意見の回答）

第8条 事業主管課室長等は、重点調査又は特別重点調査を行った場合は、その内容を分析・検討のうえ様式第2－2号又は第2－3号により入札執行者に報告する。

- 2 入札執行者は、前項の報告を受けた場合には、様式第2－2号又は第2－3号を建設工事等運営

委員会又は指名選考委員会（以下「運営委員会等」という。）に提出し、その意見を求めるものとする。

- 3 運営委員会等は、入札執行者から意見を求められたときは、必要な審査をし、様式第3号により通知するものとする。

（落札者の決定）

第9条 入札執行者は、運営委員会等の意見に基づき、最低価格入札者等の入札価格により当該契約の内容に適合した履行がされると認められたときは、最低価格入札者等を落札者とする。

- 2 入札執行者は、第6条第3項により失格とした場合、第7条第4項の報告があった場合及び運営委員会等の意見に基づき、最低価格入札者等の入札価格によっては、当該契約に適合した履行がされないおそれがあると認められたときは、最低価格入札者等を落札者とせず、次順位者を落札者とする。

なお、次順位者が調査基準価格を下回る入札者である場合には、第7条以下の手続きを再度行うものとする。

（入札者への通知）

第10条 入札執行者は、前条第2項により落札者とならなかった者（第7条第4項の報告があった者を除く。）に対して、速やかに様式第4号により低入札価格調査の結果落札者とならない旨を通知するものとする。

- 2 入札執行者は、前条により落札者を決定したときは、入札者すべてに対して入札結果を通知するものとする。

（入札経過の報告）

第11条 入札執行者は、第6条第3項により失格とした場合及び第9条第2項により最低価格入札者等の入札価格によっては当該契約に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、当該入札を「失格」と、第7条第4項の報告があった場合は、当該入札を「調査辞退」と決定した旨を入札執行事務処理要領別紙様式第13号の「一般競争入札・指名競争入札・随意契約結果報告書」に記載するものとする。

（契約後の確認）

第12条 重点調査又は特別重点調査の実施後、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者と契約を締結した場合は、様式第2-2号、第2-3号又は提出書類の写しを、監督員等に引き継ぐものとする。

- 2 監督員は、適用工事にあつては施工体制台帳、施工計画書及び様式第2-2号（引き継ぎを受けた場合）等の記載内容に沿った施工が実施されていることを、適用業務委託にあつては業務計画書及び様式第2-3号等の記載内容に沿った業務が実施されていることを随時確認し、適切な指導を行う。
- 3 監督員は、いわゆる手抜き工事等を防止するため重点的な監督業務を実施する。
- 4 重点調査又は特別重点調査の実施後、調査基準価格を下回る価格で入札した者と契約を締結し、当該調査の内容と契約後の確認結果とが著しく乖離した場合（合理的な理由が確認できる場合を除く。）又は虚偽の書類の提出若しくは事情聴取の説明を行ったことが明らかとなった場合は、工事成績評定に厳格に反映し、又は指名停止を行うなど、必要な措置を講ずるものとする。

（その他）

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要領は平成14年2月1日から施行する。

- 2 低入札価格調査制度の導入・栃木県低入札価格等調査委員会規程（平成8年4月1日施行）は廃止する。
- 3 この要領は平成15年10月1日から施行する。
- 4 この要領は平成16年4月1日から施行する。
- 5 この要領は平成16年10月1日から施行する。
- 6 この要領は平成18年7月1日から施行する。
- 7 削除
- 8 この要領は平成19年6月1日から施行し、同日以降に入札公告又は入札通知をするものから適用する。
- 9 基本調査、重点調査又は特別重点調査の対象となった者に係る工事費内訳書等の保存年限は、入札関係書類の保存年限と同じとする。
- 10 削除
- 11 この要領は平成20年7月1日から施行し、同日以降に入札公告又は入札通知をするものから適用する。
- 12 削除
- 13 この要領は平成21年4月1日から施行し、同日以降に入札公告又は入札通知をするものから適用する。
- 14 削除
- 15 この要領は平成21年6月1日から施行し、同日以降に入札公告又は入札通知をするものから適用する。
- 16 この要領は平成22年1月1日から施行し、同日以降に入札公告又は入札通知をするものから適用する。
- 17 この要領は平成23年7月1日から施行し、同日以降に入札公告又は入札通知をするものから適用する。
- 18 この要領は平成23年10月20日から施行し、同日以降に入札公告又は入札通知をするものから適用する。
- 19 削除
- 20 この要領は平成24年7月1日から施行し、同日以降に入札公告又は入札通知をするものから適用する。
- 21 削除
- 22 この要領は平成25年4月15日から施行し、同日以降に入札公告又は入札通知をするものから適用する。
- 23 削除
- 24 この要領は平成26年4月1日から施行し、同日以降に入札公告又は入札通知をするものから適用する。
- 25 削除
- 26 この要領は平成27年4月1日から施行し、同日以降に入札公告又は入札通知をするものから適用する。
- 27 削除
- 28 この要領は平成27年7月10日から施行し、同日以降に入札公告又は入札通知をするものから適用する。
- 29 削除
- 30 この要領は平成28年2月1日から施行し、同日以降に入札公告又は入札通知をするものから適用する。
- 31 削除
- 32 この要領は平成28年4月1日から施行し、同日以降に入札公告又は入札通知をするものから適用する。
- 33 削除

34 この要領は平成29年4月1日から施行し、同日以降に入札公告又は入札通知をするものから適用する。

35 当分の間、第3条第1項第1号及び第6条第1項第5号の規定は、これに代えて次の規定を適用する。

第3条第1項第1号

(1) 適用工事

調査基準価格は、予定価格算定の基礎となった次に掲げる額（円未満切り捨て）の合計額（ただし、その額が工事価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合は10分の9.2を乗じて得た額、その額が工事価格に10分の8.7を乗じて得た額に満たない場合は10分の8.7を乗じて得た額）から1万円未満の端数を切り捨てた額に100分の108を乗じて得た額とする。

① 直接工事費の額（ただし、建築工事及び設備工事はこれに10分の9.5を乗じて得た額）

② 共通仮設費の額

③ 現場管理費相当額に10分の8を乗じて得た額

④ 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額

第6条第1項第5号

(5) 入札価格が、次に掲げる額（円未満切り捨て）の①から④までの合計額から⑤を減じた額又は⑥から⑨までの合計額のいずれか低い額から1万円未満の端数を切り捨てた額以上であること。

① 予定価格算定の基礎となった直接工事費の額（建築工事及び設備工事にあっては10分の9.5を乗じて得た額）

② 予定価格算定の基礎となった共通仮設費の額

③ 予定価格算定の基礎となった現場管理費相当額に10分の8を乗じて得た額

④ 予定価格算定の基礎となった一般管理費等に10分の5.5を乗じて得た額

⑤ 予定価格算定の基礎となった工事価格に10分の0.3を乗じて得た額

⑥ 予定価格算定の基礎となった直接工事費（建築工事及び設備工事にあっては10分の9.5を乗じて得た額）に10分の9.5を乗じて得た額

⑦ 予定価格算定の基礎となった共通仮設費に10分の9を乗じて得た額

⑧ 予定価格算定の基礎となった現場管理費相当額に10分の8を乗じて得た額

⑨ 予定価格算定の基礎となった一般管理費等に10分の5.5を乗じて得た額